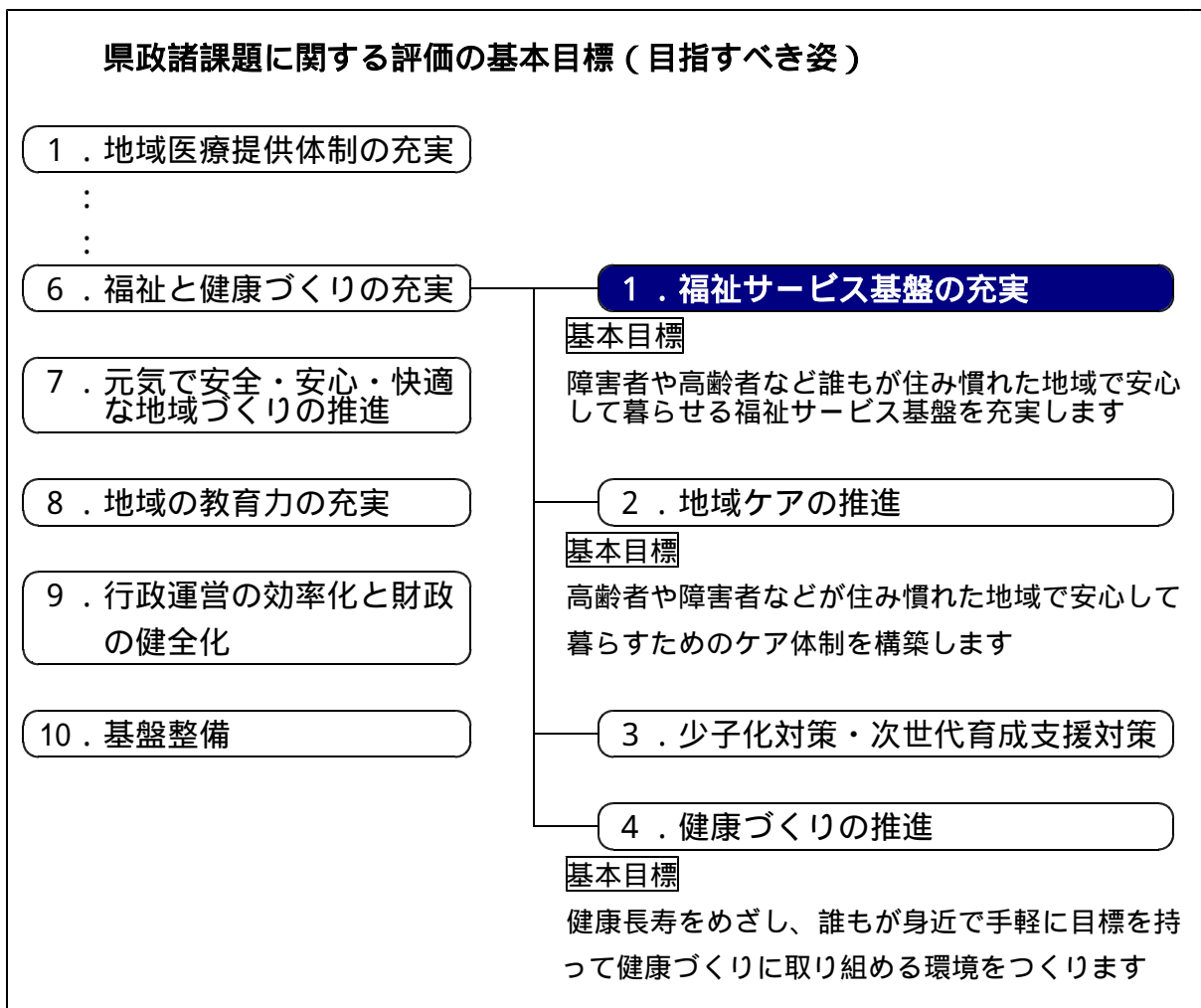


第4章 施策目標と取り組み方向

1. 施策目標

平成27(2015)年にはいわゆる団塊の世代が高齢期にさしかかるなどの一層の高齢化の進展など、社会動向や高齢者を取り巻く環境の変化などを勘案しつつ、平成20年10月に、県政諸課題について、各施策・実績の検証を踏まえて取りまとめた「平成19年度 県政諸課題に関する評価」に設定された基本目標を踏まえながら、施策目標及び重点課題の設定を行っています。



施 策 目 標

介護サービスの充実と質の向上

介護不安の解消に努め、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、良質なサービス等が提供できるよう基盤の整備を進めるとともに、介護保険の持続的・円滑な運営を目指します。

2. 重点課題

本格的な高齢社会の到来を迎えて、明るく活力に満ちた高齢社会をつくることが重要な課題になっています。

本県では、施策目標の実現を図るため、次に掲げる項目を重点課題と位置づけ、前計画の達成状況を踏まえ施策を推進していきます。

重点課題

- (1) 介護サービス基盤の充実
- (2) 良質なサービスの提供と介護保険事業の円滑な推進

(1) 介護サービス基盤の充実

在宅でのサービスの整備

介護が必要とする状態になっても、多くの高齢者は住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを望んでいます。在宅での介護が続けられるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実が必要です。

施設・居住系サービスの整備

要介護状態が重度の方や家庭の事情により施設等でのサービスが必要な高齢者もあるため、施設・居住系サービスの計画的な整備を進め、必要数の確保に努める必要があります。

(2) 良質なサービスの提供と介護保険事業の円滑な運営

人材の確保と定着に向けた取組

今後、保健福祉サービスや介護サービスへのニーズの増大が見込まれるなか、高齢化の進展とともに労働者人口が減少することが予想されます。また、保健福祉サービスや介護サービスについては、他産業と比較して有効求人倍率が高く、入職率及び離職率も高い状況にあり、介護従事者の人材確保が喫緊で重要な課題となっています。

人材の資質の向上

保健福祉サービスや介護サービスの提供には、人材の果たす役割が大きく、今後、量の拡大に伴い人材の確保とともに、研修体制の整備などにより、利用者本位の質の高いサービスが確保されるよう、サービスに携わる人材の資質の向上に努める必要があります。

介護保険事業者の質の向上

介護サービスが多様化していくなかで、良質で適切な介護サービスや介護予防サービスが提供できるよう、サービス事業者の育成・支援を図る必要があります。また、現在実施しているサービス事業者への指導・監査を引き続き実施するとともに、介護サービスに関する情報の提供や苦情処理体制の充実を図り、引き続き介護サービスの質の向上に努める必要があります。

介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度改革により、予防重視型システムの導入や地域密着型サービスなどの新たなサービス体系が導入されました。今後、一層の定着を図るため、市町村において地域の実情に応じた効果的なサービスの提供についての取組ができるよう支援していく必要があります。

介護保険制度の運営の適正化

介護給付等に要する費用の適正化を行い、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することは、持続可能な介護保険制度の構築を図る観点から大きな課題となっています。

このため、介護保険制度において、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切なサービスの確保を図る必要があります。

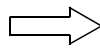


3. 施策の体系

【施策目標】 介護サービスの充実と質の向上

重点課題1 介護サービス基盤の充実

《 施策の方向 》



《 施策メニュー 》

1. 介護サービスの整備に関する基本的な考え方

P39

2. 介護サービスの量の見込み

P40 ~ 57

- (1) 居宅サービスの量の見込み
- (2) 介護予防サービスの量の見込み
- (3) 介護保険施設及び居住系サービスの量の見込み
- (4) 地域密着型サービスの量の見込み

3. 介護サービス見込み量の確保方策

P58 ~ 61

- (1) 居宅サービス及び地域密着型サービスの確保策
- (2) 施設・居住系サービスの確保策

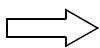
4. 療養病床の再編成への対応

P61 ~ 62

- (1) 療養病床転換の受け入れの円滑化
- (2) 療養病床の転換への対応

重点課題2 良質なサービスの提供と介護保険事業の円滑な運営

《 施策の方向 》



《 施策メニュー 》

1. 人材の確保と定着に向けた取組

P63 ~ 66

- (1) 福祉・介護サービス事業者の人材確保と定着
- (2) 福祉・介護サービス従事者の資質の向上

2. 介護保険事業者の質の向上

P67 ~ 70

- (1) 施設サービスの質の向上
- (2) 介護サービス情報の公表等
- (3) サービス事業者への指導・監査等
- (4) 相談・苦情処理体制の整備

3. 介護保険制度の円滑な実施

P71 ~ 73

- (1) 市町村への支援・助言
- (2) 低所得者等への支援
- (3) 情報の提供・啓発

4. 介護保険制度の運営の適正化

P74

- (1) 介護給付の適正化の推進
- (2) 要介護認定の適正化